

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る申立期間の賞与支払明細書の写しから、申立人は、標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 52 年 4 月から同年 7 月 1 日まで  
④ 昭和 59 年 6 月から 60 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社のB職として、申立期間②はC社のD職として、申立期間③はE社のF職として、申立期間④はG社のH職としてそれぞれ勤務していたが、いずれの期間についても厚生年金保険の被保険者記録が無い。

全ての期間において、アルバイトやパートとして雇用されていたが、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないところ、I社に係る商業登記簿によると、A社は、昭和43年11月\*日にJ社との合併に係る登記が行われ、J社は、同日にI社に商号変更していることが確認できるものの、オンライン記録によると、J社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、I社は、申立期間より後の61年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、I社は、「当時の社員名簿を確認しても、申立人の氏名は確認できない上、当社が厚生年金保険の適用事業所になる前は、社員は国民年金に加入していたので、適用前の期間において、給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」としているところ、同社が厚生年金保険の

適用事業所となった昭和 61 年 1 月 1 日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、32 年 11 月頃から当該事業所に勤務していたとする者は、オンライン記録及びこの者に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間①を含む 35 年 10 月 1 日（保険料納付開始は、昭和 36 年 4 月 1 日）から 61 年 1 月 1 日までの期間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②については、K 社（商業登記簿上は、C 社）に係る申立人の雇用保険の記録は確認できない上、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人と同じ店舗に勤務していたとする者を含む。）に聴取しても、申立人をほとんど覚えておらず、申立人の申立期間②における勤務実態について確認することができない。

また、K 社の元事業主は、「申立人が勤務していたかは不明であるが、短期のアルバイトやパート社員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」としており、前述の事情を聴取できた者のうちの二人も同様の回答をしている。

申立期間③については、オンライン記録によると、E 社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないところ、当該事業所と名称が類似する L 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、E 社に勤務していたとしていることから、L 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したものの、申立人の氏名は確認できない。

また、E 社に係る申立人の雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間③の後の昭和 55 年 5 月 16 日から同年 6 月 14 日まで、当該事業所に勤務していたことが確認できるところ、申立人は、「E 社に 2 回勤務したことは無く、勤務していたのは申立期間③で間違いない。」としているものの、前述の E 社に勤務していたとする者で、L 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人を覚えている者がいないため、申立人の申立期間③における勤務実態について確認できない上、申立人の雇用保険の記録が確認できる期間については、オンライン記録において、L 社における最後の厚生年金保険被保険者資格取得者の取得日が 54 年 6 月 10 日となっており、当該期間において被保険者資格を取得している者は確認できない。

さらに、L 社において事務を担当していたとする者は、「アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった。一方、社長の方針で、アルバイトでも雇用保険には加入させていた。」としており、同社の元事業主の妻は、「資料が無いので、申立人が申立期間③の時期に勤務していたかは不明であるが、アルバイトは、厚生年金保険には加入させていなかったのではないか。」としている。

申立期間④については、G社に係る申立人の雇用保険の記録は確認できない上、申立人は、「私は、知人に誘われてG社に就職した。」としているところ、申立期間④より前の昭和45年3月1日に当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者資格を喪失している者で、当該知人と同姓同名であることが確認できる者は、「私は、申立人を知らないし、申立期間④においては、勤務していなかった。」としているほか、申立人が姓のみを覚えている別の同僚についても、当該同僚と同姓の者で当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる二人は、いずれも申立期間④より前に当該事業所に係る同被保険者資格を喪失しているため、申立人が姓のみを覚えている者を特定することができない上、申立期間④及びその前後の期間において、当該事業所に係る同被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人を覚えている者がいないことから、申立人の申立期間④における勤務実態を確認することができない。

また、G社は、「申立期間当時、厚生年金保険には正社員のみ加入させていた。当社が保管している厚生年金台帳を見ても、申立人についての記載は見当たらないことから、短期間の臨時雇用であったと思われる。」としているところ、前述の事情を聴取できた複数の者のうち6人は、「アルバイトやパート社員は、厚生年金保険に加入していなかった。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月1日から同年11月28日まで  
② 昭和35年4月1日から36年3月31日まで  
③ 昭和36年4月2日から37年1月1日まで  
④ 昭和37年1月1日から39年8月6日まで

私は、年金事務所から送付された脱退手当金の受給に関する確認のための通知書を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を受給したことになることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間④における事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性（申立人を含む。）のうち、申立人が同資格を喪失した昭和39年8月6日の前1年から当該事業所が適用事業所に該当しなくなる日（当該事業所における事業主の資格喪失日から昭和40年6月1日と推認）までに同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた7人（被保険者資格を喪失した日から4か月以内に同じ事業所又は別の事業所に係る同資格を取得した者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3人に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、その3人全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、このうちの1人は、「会社から脱退手当金の説明があり請求してもらった。」としているほか、受給資格はあるものの、受給していない者のうちの1人は、「会社から脱退手当金の説明を受けたが、請求しな

かった。」と回答していることから、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性がある。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年11月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。